



平成28年11月25日、福島地方裁判所郡山支部で、「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の第4回口頭弁論期日が行われました。また、郡山市中央公民館では、弁護団と原告団による第4回裁判集会が行われました。

第4回口頭弁論期日の報告

弁護士 大木 裕生



平成28年11月25日、郡山の裁判所において、津島原発訴訟の第4回口頭弁論期日が開かれました。

期日に先立ち、原告団と弁護団によるチラシの配布や街頭演説が郡山駅前で行われ、通りかかる人たちに向けて、裁判の意義を訴え、応援が呼びかけられました。その後、原告団の方々と裁判所までのデモ行進をし、道行く人たちに、津島地区の被害を訴えました。



期日では、原告2名と弁護士3名の意見陳述が行われました。

先陣を切った原告の今野美智雄さんからは、原発事故で友人たちとバラバラになってしまったことへの悲哀や、故郷津島への強い郷愁が語られました。さらに、意見陳述の中で、谷村新司が作詞を担当した名曲、『サライ』が歌われました。「故郷」に「いつか帰る」という部分を歌い上げる今野さんからは、強い帰郷の意志が伝わって来ました。

続く原告の柴田明美さんは、原発事故の影響で学校になじめず、ついには一時的に不登校になってしまったお子さんを持つ方でした。柴田さんは、原発事故さえなければ子供は傷つかなかったこと、自分や他の家族も、苦しんでいる子供をみて悲しむことはなかったということなどを涙ながらに語っていました。柴田さんの意見陳述の内容や、読み上げる迫力に圧倒された多くの傍聴人は、柴田さんと同様に静かに涙を流していました。

さらに、弁護団の白井弁護士から、東電に対する適切な規制を行うべきだったのにそれを怠った国に明らかな責任があること、今後弁護団は国や東電の責任を徹底して追及していくことなどが述べられました。弁護団の山田弁護士からは、「津島の被害を実際に現場に行ってみたことがあるのか？」などと、被告の代理人たちに語り掛けながら、津島の方々が被った損害が述べられました。

意見陳述後、法廷内で「日本と原発 4年後」という原子力災害の甚大性と原発の原理的危険性を説いた、映画の短縮版が上映されました。裁判官たちは、興味深そうに映画を見ており、



今後の裁判において、よい影響を与えてくれることを確信しました。

口頭弁論期日の後には、別室において進行協議期日が開かれました。そこでは、原告と被告両者の、今後の進行予定が話し合われ、原告側からは事故によって失われてしまった津島の日常・行事・伝統文化の映像をまとめたDVDを提出する予定であること等が話されました。

津島の皆さん裁判は確実に前に前に進んでいます。

皆さん一人ひとりの裁判へのご協力が、原告団の力・弁護団の力となります。皆さんで力を合わせて、この裁判を戦い抜きましょう！！



第4回裁判集会報告

弁護士 飯塚 皓

平成28年11月25日、郡山市労働福祉会館において、津島原発訴訟の第4回裁判集会報告集会が行われました。

いつも裁判集会では、席に限りのある法廷で弁論期日を傍聴できなかった多くの原告に参加していただき、津島のこの訴訟の現状や当日の法廷で行われた内容を理解してもらうことを一番に考えて、弁護団は集会の準備をしています。

今回の集会はまず、佐々木保彦さんの開会の宣言から始まり、原告団副団長石井ひろみさん、求める会共同代表三瓶宝次さんの力強い挨拶を受け、改めて、みなさんの「津島を取り戻したい」という思いを実感しました。



その後は、同時刻に裁判所で行われている口頭弁論期日という裁判期日での進行内容と同じ内容・順番で行い、法廷での様子を少しでもお分かりいただけるようにしました。

石井さん、三瓶さんの挨拶の次は、原告意見陳述の代読が行われました。原告意見陳述は2人で、今野美智雄さんの陳述を佐々木茂さんが、柴田明美さんの陳述を馬場靖子さんが代読されました。お二人とも、気持ちのこもった朗読で、馬場靖子さんの朗読は間の取り方が特に印象的でした。

さらに、嶋田弁護士と私で代理人の弁論の解説を行い、今回の期日で弁護団がどのような主張を裁判所に提出したのかを解説しました。その後、会場で、「日本と原発 4年後」という原発問題に取り組むある弁護士が監督となって制作された映画の30分短縮版を上映しました。この映画は原子力災害の甚大性と原発の危険性を説くものです。

出席されていた原告の皆様は、真剣な眼差しで映画を観ており、時折、国や東電の対応についての場面が流れると、ため息をついておられる方がいて、国や東電の対応の不十分さを改めて実感しました。この映画は、会場にいらっしやらなかった方にも是非観ていただきたい映画ですので、是非ご覧になってください。

上映が終わる頃、法廷から戻った原告・弁護士が集会に合流し、西沢弁護士によって当日の法廷の様子が報告されるとともに、白井弁護士から今後の方針が解説され、頑張ろう三唱で閉会しました。

今回の集会で第4回目となりましたが、毎回たくさんの原告の皆様が出席なさる様子

を見て、これは、ふるさとの津島を愛し、取り戻したいという熱意の高さの表れだと思
い、津島原告団の絆の強さを感じました。

今後も弁護団・原告団で協同し、裁判活動を続けていきましょう！



原告のことば～原告意見陳述の一部をご紹介します～

原告 今野 美智雄さん

津島では、同級生の集まりを学年ごとにやるのが通例で、60歳の還暦を前にして、50歳の年の同級会は、記念すべき同級会として盛大に営まれます。私たちも、震災の年の4月には、津島で、50歳の同級会の打合せをする予定でした。夜桜見物をしながら打ち合わせをやろうと話をしていて、楽しみにしていました。しかし、3月の震災と原発事故で開催を断念するしかありませんでした。

原発事故後、何とか中止になった50歳記念の同級会をやりたくて仲間で相談しました。ただ、そうはいうものの、避難生活で全国各地にバラバラになってしまった同級生の住所を調べるのは大変でした。8名ほどで実行委員会をつくり、私が実行委員長になり、それぞれが知っている同級生の携帯電話番号を頼りに住所と連絡先を集め、一年がかりで同級生名簿をつくることができました。

平成25年11月2日、3日に飯坂温泉で同級会を開催しました。集まった同級生の中には、7、8か所も住所を移動した友人もいました。「よくやってくれた。」とみんなから喜んでもらい、苦労した甲斐があったと思いました。

「今、どこにいるの?」「何やっている?」「これからどうすんの?」「津島に帰られっぺか?」など疑問符が付いた会話が延々と続き、みんな先の見えない不安な気持ちを共有しました。二次会の最後には、みんなで24時間テレビのエンディング曲である「サライ」という歌を歌いました。

♪まぶたとじれば 浮かぶ景色が
迷いながら いつか帰る 愛のふるさと
サクラ吹雪の サライ (津島) の空へ
いつか帰る いつか帰る きっと帰るから
心の中に閉じ込めていたふるさとへの思いが
爆発したのか、全員が、替え歌で歌いながらボロボロ涙を流しました。



それを機に、同級生とはよく集まって近況についての情報交換を行い、飲みながらふるさとへの思いを語り合ったりしています。今も所在が分からない人が3名いて、今頃どうしているのかときどき思い出します。

今、私は津島原告団の一員として、原告を取りまとめたり、弁護団や原告団の集まりにも参加したりと、役員として活動をしています。

私が原告団に参加したのは、先祖が苦労して切り拓いてきた土地や伝統文化を次世代へ受け継ぐ義務があると思ったからです。役員になったのも、津島の先輩たちの「どうかしなくては」という想いに触れ、自分もできることをしなければならないと思ったからです。

私の願いは、元の津島に戻して欲しい、ただそれだけです。

原告 柴田 明美さん

私たちには、3人の息子と2人の娘がいます。当時、長女は中学3年生で、次女は小学6年生でした。長女も次女も10人ほどの同級生と小さい頃からずっと一緒に仲良く育ってきました。放課後や休みの日には、友達の家を集まってペットと遊んだりおしゃべりをしたり。子供の少ない津島では、保育所から高校までが一貫校のようなものです。平成23年3月、長女も次女も津島の友達と一緒にそれぞれ進学する準備をしていたところでした。

「もう福島はダメだよ。栃木に来なさい。」親戚の電話を受けて、3月15日、私たちは日光に避難しました。一番心配したのは、4月から進学するはずだった娘たちの学校生活です。間もなく新学期。悩む時間はありません。私たちは日光に残り、夫と長女はサテライト校のある二本松に移る。今までずっと一緒だった家族がバラバラになるという一大決心を一瞬でしなければなりませんでした。

ところが、次女が日光の中学校で入学式を迎えた直後、二本松の中学校にも空きがあることが分かりました。『これで、また家族一緒に暮らすことができる！』私と夫は、きっとそれが家族のためになると思い、翌日すぐに手続きをし、夫と長女のいる二本松に引っ越すことにしました。しかし、現実はそううまくはいきませんでした。

二本松の中学校は、津島と違って生徒の多いマンモス校です。しかも、入学式は既に終わっているのに、次女は「浪江町からの転校生」となっていました。「人に酔う。人が押し寄せてくるような感じがする。」「浪江町の方から来た子がクラスの友達から『放射能を浴びてきたんだから寄ってくるな。』とばい菌のように言われていた。自分も同じだからイヤだ。」

1週間後、次女は布団から出てこなくなりました。真っ暗な部屋の隅っこで涙を流しながら、「私は何でこんなところにいるの。」「私は何のために生きているの。」「お家に帰りたい。」「ああ。何もかもいやだ。いやだ・・・。」無表情で真っ白な顔をした次女に対して私たちは、「無理して学校行かなくてもいいよ。」と言ってあげることはできませんでした。

今でこそ新たな生活を前向きに頑張っているようですが、一体どうして子供たちがこのような目に遭わなければならないのでしょうか。

そして、何も知らないで津島に子供たちをとどまらせたこと、家族一緒がいいと思って次女を二本松に連れてきてしまったこと、二本松に住む決断をしたこともそうです。私たちが子供たちにしてきたことは本当に正しかったのでしょうか。

今でも悩みが絶えません。



次回は 平成29年1月20日(金) 第5回口頭弁論期日 です!

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子

弁護団ウェブサイト：<http://www.tsushima-genben.com/>